

妊婦のための支援給付事業

すべての妊婦さんが安心して出産・子育てができるよう

令和7年4月より「妊婦のための支援給付事業」を実施しています。



対象：妊娠している方（令和7年4月1日以降）

※流産・死産・人工妊娠中絶をされた場合も支給の対象になります。詳しくは、お問い合わせください。

支給額

種 別	支給対象者	支 給 額
1回目 妊婦支援給付認定	妊婦支援給付 認定者	妊婦1人あたり5万円
2回目 胎児(こども)の数の届出		妊娠している胎児(こども)の人数×5万円

申請時期

①妊婦支援給付認定申請…医療機関において妊娠が確認された日から

②胎児(こども)の数の届出…出産予定日の8週間前の日から

*扶桑町では、赤ちゃん教室・初期の際に申請していただきますが、産前に給付を希望される方はお問い合わせください。

※届出の期間は、上記を起算日として2年間です。

申請時の持ち物

妊婦名義の振込口座が確認できるもの（通帳のコピー等）

給付金交付の流れと妊婦等包括相談支援(伴走型相談支援)について

妊娠期 (妊娠8~10週)	妊娠期	出産・産後	育児期
<ul style="list-style-type: none">●妊娠届の提出・母子健康手帳の受取(ミニママクラス)・保健師、助産師と面談 <p>給付金・1回目</p> <ul style="list-style-type: none">●妊婦支援給付認定の申請・妊婦支援給付金1回目 5万円の支給	<ul style="list-style-type: none">●32週コール・助産師等が妊娠32週頃にお電話をし、妊婦さんの体調や出産準備等について確認をします。 <p>電話番号: 070-2248-3440</p> <ul style="list-style-type: none">●ぱぱままクラス	<ul style="list-style-type: none">●バースデーコール●赤ちゃん教室 初期(予防接種予診票交付等の教室) <p>給付金・2回目</p> <ul style="list-style-type: none">●胎児(こども)の数の届出・保健師、助産師と面談・妊婦支援給付金2回目 5万円×胎児(こども)の数の支給	<ul style="list-style-type: none">●切れ目のない支援と情報発信(子育てサポート)・ここにちは赤ちゃん訪問(1回目・2回目)・4か月児健診・赤ちゃん教室 前期・赤ちゃん教室 後期・乳幼児相談・電話、来所相談等

妊娠届の提出から妊婦さんに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てられるよう面談や相談などを行い、必要な支援につなげます。

【問い合わせ先】

扶桑町健康推進課（保健センター）

電話 (0587) 93-8300 平日8時30分～17時15分（土日祝日除く）

